

市の広報について伺います。

令和7年9月定例会発言についてです。

市長は、9月議会において、Don Donにはまの放送内容は、行政情報と併せて、私の公約を含めた重要施策について発信していると明確に答弁されました。

ここで確認しますが、公約とは、公に約束すること、特に選挙に際して、政党または候補者が当選後に実施することを約束した政策です。これは市長という政治家が選挙で有権者に示した政治的主張であり、市長個人の政治活動の一部であり、法律上、行政施策とは一切別物です。

行政の仕事は、法律、条例、予算に基づいて、中立的に進めるものです。しかし市長は、その行政の場に、自らの選挙公約、イコール政治的主張を混ぜ込んでいます。これは行政の政治的中立性の侵害、市税を用いた市長個人の政治発信、公職選挙法上の事前運動の疑いという重大な問題を含みます。

特に、Don Donにはまは、市民の誰もが視聴できる市税投入番組です。そこに市長が政策説明ではなく、公約という言葉を持ち込んでいる事実は、行政広報の政治利用と評価されても当然です。

さらに、市長個人が出ることで、市民は市長の番組と認識し、市長の発信力は、市の公的媒体に依存して強化され、市長だけが政治的メリットを得る構造になります。これは公金による不公平な政治的優遇です。

もし、他の市議が税金で毎週テレビ出演したらどう考えても許されません。しかし、市長だけは許されるのでしょうか。そんなルールは、法体系上どこにもありません。

以上のことから、3点お伺いします。

1点目、市長は行政広報で自身の公約を発信することを適法と判断しているとのことですが、どの法律のどの条文が、公金を使った市長個人の公約発信を許容しているのか、明確に条文を挙げて教えてください。問題がないと思う、必要だと考えているという意見は不要です。法的根拠だけを教えてください。市長が憲法や法律を根拠にせず、政治的発信を行っていた場合、違法性を強く疑わざるを得ません。

2点目、市長は、公約とは何か、その公約を行政広報で発信する必要性とは何か、公約と行政施策の違いをどのように整理しているのか、市長個人の政治的主張と行政としての施策説明をどのように線引きしているのか、市民に分かる形で説明してください。

3点目、市長御自身が公約を発信していると述べた以上、行政広報に政治的要素が混入していることは明らかです。それにもかかわらず、市長が今後も無制限に出演し続ければ、行政の中立性は担保されず、政治利用の疑念が解消されることはありません。市長は今後、政治的中立性を確保するために、Don Donにはまへの市長個人の出演を停止する、または第三者による出演内容チェック制度を導入する意思はありますか。

市長が出演を続ける限り、行政広報の政治利用という懸念は払拭されることはないと考えます。中立性の担保のためには、市長の出演制限または出演禁止は避けられないと考えますが、いかがですか、お答えください。

次に、著名人起用について伺います。

新居浜市は、これまで石村嘉成氏、水樹奈々氏、新浜レオン氏などの著名人を広報、PRに起用しています。

著名人の活用自体は否定しません。しかし、市長が前回議会で公約の発信を認めた以上、署名人の起用は市長個人の政治的宣伝に結びつく危険性を持ちます。

さらに著名人の作品、肖像を使う場合には、通常は著作権料、肖像使用料、出演料が必要であり、もし無償協力であれば、逆に行政と特定個人との癒着が疑われます。どちらにしても、公平性と透明性が欠かせません。

そこで3点伺います。

1点目、石村嘉成氏の作品を用いた新居浜あかがねWAONカードについて、市は著作権料、デザイン料等を負担しているのか、包括連携協定に基づく支出があるのか、明確にしてください。

イオンと包括連携協定を結んでいる以上、市の負担ゼロということは通常考えられません。契約書や費用負担の割合について、具体的に回答を求めます。

2点目、石村氏、水樹氏、新浜氏を広報やPRにて起用した際、市の費用負担について、古川市長就任後、幾らあるのか教えてください。

肖像利用料、イベント協力、広報物使用など、市民から見えない経費が含まれていないか、透明性を求めます。

3点目、こうした著名人の起用は市長個人の裁量で決定されているのか、選定基準と決定プロセスを示してください。

特定個人の優遇、政治利用の疑いを排除するために必須です。

以上の答弁、お願いいたします。

**○議長（田窪秀道）** 答弁を求めます。古川市長。

**○市長（古川拓哉）**（登壇）市の広報についてお答えいたします。

令和7年9月定例会発言についてでございます。

行政広報で自身の公約を含めた重要施策等を発信することにつきましては、地方自治法第148条、地方公共団体の長の事務の管理及び執行、及び第149条、担当事務を根拠として適法であると判断いたしております。

次に、公約とは何か、行政広報で発信する必要性及び行政施策との違いについてでございます。

公約とは、私の政策目標であり、まちづくりの方向性を市民の皆様にお示しし、約束したものでございます。

公約は、行政施策として実行する必要性があり、そのため公約を行政施策に落とし込み、市民に周知、説明することは、行政運営上の市長の責務であり、必要不可欠な広報活動であると考えております。

また、公約は政策目標そのものであり、行政施策はその実現に向けて必要な手段であり、法律や条例、予算に基づいた具体的な公共サービスや活動を指すものでございます。

次に、Don Donにはまへの私の出演停止と第三者によるチェック制度の導入についてでございます。

広報番組への私の出演は、地方公共団体の長として、重要施策等の報告や説明を行う正当な広報活動であり、私個人の政治的主張ではないと

認識しておりますことから、私の出演停止や第三者によるチェック制度の導入については考えておりません。

○議長（田窪秀道） 加地企画部長。

○企画部長（加地和弘）（登壇）

著名人起用についてお答えいたします。

石村嘉成氏の作品を用いた新居浜あかがねWAONカードについてでございます。

本市では、地域振興と市民サービスの向上を目的として、本年11月にイオン株式会社と包括連携に関する協定を締結いたしました。

この協定の一環として、本市在住のアーティスト、石村嘉成氏の作品を使用した御当地WAONカード、新居浜あかがねWAONを令和8年1月に発売する予定となっております。

なお、石村氏からは無償で作品を御提供いただいております、本市の財政負担はございません。

また、作品使用に際しましては、カード販売事業者であるイオンリテール株式会社にて石村氏より画像使用許可証を取得しており、カード発行、販売に関する費用についても同社が全額負担することとなっております。

新居浜あかがねWAONカードは、中四国6県のイオングループ68店舗において発売される予定で、カード利用売上額の0.1%をイオン株式会社が負担し、本市へ寄附いただける仕組みとなっております、本市の財源確保にもつながることから、より多くの方に手に取っていただけるよう周知してまいります。

次に、著名人を広報やPRに起用した際の市の費用負担についてでございます。

古川市長就任後、石村氏と水樹氏については、大阪・関西万博のイベントに出演していただきましたが、石村氏には旅費を含む謝礼として20万円をお支払いいたしております。

一方、水樹氏については、イベントの委託業務の一環として出演していただき、出演料等については受託先から支払われており、本市では把握いたしておりません。

また、新浜レオン氏によるあかがねミュージアム等でのライブについては、民間による招聘であり、市の負担はございません。

加えて、同時に実施いたしましたふるさと観光大使任命等に係る費用は約21万5,000円となっております。

次に、広報等での著名人の起用についての選定基準と決定プロセスについてでございます。

著名人を広報活動で起用する場合、市長の裁量で決定することはなく、事業の内容に応じて委託先等と協議の上、ふさわしい方を選定しております。特に明確な基準等は設けておりませんが、選定は事業の目的に適した方を選ぶことを基本にいたしております。

また、観光大使の皆様にはそれぞれの任務として、様々な場面において、本市のPR活動を行っていただいております。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 市長はこれまで御自身のSNSで著名人との写真や市のPR素材を繰り返し発信されています。

しかし、市長という立場は常に公的責任を伴い、私的行動と切り離すことはできません。

公費で制作された広報素材や市の広報事業で得た機会を個人の発信に転用することは、公私混同や政治利用と受け取られてもやむを得ません。

同様に、DonDonにはまへの継続的な出演とその内容のSNSでの二次利用についても疑念を生み続ける構造となっています。

市長におかれましては、御自身の立場と責任の重さを改めて認識していただき、公費に関わる素材や機会を個人的な発信に用いる行為は今後一切行わないよう強く要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。